

## 第36回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 平成31年1月8日(火) 午後2時00分～午後3時45分
2. 会 場 黒潮町役場大方庁舎 3階 中会議室
3. 出席委員 【農業委員】(13人)  
1番 小谷健児、2番 野坂賢思、3番 藤田清子、4番 藤原 忍、  
5番 濱口佳史、6番 山中 譲、7番 金子孝子、8番 伊芸精一、  
9番 宮川陽子、10番 堀野裕一、12番 福留康弘、13番 松本昌子、  
14番 吉尾好市  
【推進委員】(5人)  
1番 大石正幸、2番 弘瀬正彦、3番 平野幸敏、5番 篠田 博、  
6番 尾崎澄夫、  
(事務局：事務局長 宮地丈夫 書記 森下、宮地洋)
4. 欠席委員 【農業委員】(1人) 11番 篠田 開、  
【推進委員】(2人) 4番 宮川建作、7番 福井正一
5. 議事日程
  - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
  - (2) 各議案の審議  
  
議案第1号 農地法第3条許可申請(農業委員会会長許可)について(1件)  
議案第2号 農地法第4条許可申請(県知事許可)について(1件)  
議案第3号 農地法第5条許可申請(県知事許可)について(1件)  
議案第4号 形状変更に関する届出の報告(1件)  
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利  
用集積計画の決定について
  
  - (3) その他の討議・報告事項について

議 長 それでは予定の時間も来ましたし、出席予定の人も揃いましたので、これから1月の定例会を始めたいと思います。昨年は大変お世話になりました。本年もまたよろしくお願ひします。穏やかな正月でございましたが如何お過ごしでしたでしょうか。今年も元号も変わります、新たな年になります。また、今年も皆さんの益々の最良の年になりますよう、御祈念を申し上げたいと思ひます。どうぞ今年もよろしくお願ひをいたします。

それでは早速始めたいと思ひます。今日の欠席者ですが、篠田委員と、宮川、福井推進委員が欠席ということです。議事録署名人でございますが、藤原委員

と濱口委員にお願いしたいと思います。それでは早速始めたいと思います。

それでは、議案第1号農地法第3条許可申請について1件出ております。事務局より説明をお願いします。

事務局　まず議案の第1号の説明の前に、新年あけましておめでとうございます。今年もよろしく申し上げます。本日の配布資料の数が多いで、資料のチェックを皆さんお願いします。1点目がいつもの資料です。2点目がいつもの集積計画です。3点目が、条例の改正案ということで後ほど説明させていただきます。そして4点目、年明け現在募集していますけれども、農業委員と農地最適化推進委員の募集の案内文でございます。あと、手元の方にそれぞれ黒い物で農業委員さんの手帳が、中身が推進委員さんの手帳が紫で、農業委員さんが緑だったと思いますが、そちらを手元に配布させて貰ってます。あと、農業委員会の方から毎月報酬をお支払させて貰ってます、年間の源泉徴収に係る支払調書を配布させて貰ってます。あと、該当される4名の方だったと思いますが、農業振興係の担当の方から、同じように支払調書が封筒の中に有ると思います。以上、本日配布しています資料になります。資料の足りない方とかお出でませんか。無ければ早速始めたいと思います。議案第1号農地法第3条許可申請について、1件出ておりますので説明をさせていただきます。

譲渡人が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。申請地、黒潮町入野字浅ヶ谷545番1、田、138㎡。理由としまして、所有権移転、売買、許可あり次第、所有権移転となっております。資料の方が2ページから7ページとなっておりますので御覧ください。まず、2ページが航空写真による位置図になっています。いろり屋さんの左斜め上の方になります。3ページが住宅地図での位置図。4ページが航空写真の拡大図。5ページが公図。6ページが現況の写真となっております。ここの区域については農用地区域外となっております。利用権の設定は有りません。こちらの方は今後、季節野菜の栽培をおこなうようになっています。7ページの調査書を御覧ください。譲受人、〇〇〇〇さん。譲渡人、〇〇〇〇さん。第2項第1号全部効率利用につきましては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるの見込まれるということになっています。農作業従事者は本人と奥さんになります。所有機械としまして小型トラクター1台、軽トラック1台となっております。こちらは該当しません。第2項第2号の農業生産法人以外の法人につきましては、譲受人は個人であり適用なし。ということで該当しません。第2項第3号信託については、信託ではないので適用しない。ということで該当しません。第2項第4号農作業常時従事ということで、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれる日数が年間150日となっておりますので該当しま

せん。第2項第5号下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積30aを超える。ということで今回の取得分も含めて3,545㎡、35.45aということで該当しません。第2項第6号転貸禁止については、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には該当しません。第2項第7号地域調和につきましては、所有権移転後は、季節野菜の栽培を予定するため、周辺農地への影響はないと考えています。ということで該当しません。事務局としては問題無いと思います。説明は以上になります。

議長 今、事務局より説明が終わりましたが、担当委員さん何か補足説明あればお願いします。

〇〇委員 〇〇さんは入院していて、買う方の〇〇さんと話をしました。以前から〇〇さん所の隣の人やって、前はガマが生えちゃったような湿地帯やって今回ののが写真にもあるように埋め立てております。分けてもらいたいと言ってきたがやけど、今回OKが出たということで畑として何かを作るようです。6ページの写真の奥の方にガマが生えたような状態ながやけど、その2m位行った所に赤線があって、そこをおいちゃって綺麗に整地して畑を作りたいということでした。右側の〇〇さんの家の隣の裏の方から水路が来ちゃうがやけど、自分が水路を造って国道の排水溝に流すと言っておりました。それから畑の周辺にブロック塀を積いてもかまんろうか、聞いてみてくれんろうかということでしたがどうでしょうか。畑は作る。積かれんということはないですか。草の管理もあるしと言ってました。

議長 界を区切ってと言うことで、高いブロックやなかったらかまんと思うがやけど。どうやろ。

事務局 構いませんか。議長が言われるように界にブロックを入れるのは構わないと思います。ただ、かなり高さが変わり形状が変わる場合は、形状変更を出してもらいたいです。

〇〇委員 何段も積く場合ですね。

議長 高さですね。何段も積いて埋め立てるのであれば形状変更を出してもらいたいですね。

今、担当委員さんからも説明がありましたが、この件について質疑等ありませんか。

(質疑なし)

何かありませんか。無いようでしたら承認を受けたいと思います。それでは、議案第1号3条許可申請について、承認されます方挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。1号議案については承認されました。

続きまして、議案第2号農地法第4条許可申請について1件出ております。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは1ページ御覧ください。議案第2号農地法第4条の許可申請が1件出ております。申請人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。申請地、黒潮町入野字原木1662番1、田、503㎡の内78㎡。申請理由としましては、コインランドリーを設置することで高齢者を中心とした近隣住民の生活の利便性向上に寄与することを目的として、農地の有効利用を図るためとなっております。資料の方は8ページから16ページとなっております。まず、8ページですが航空写真の位置図となっております。真ん中のやや右側にサンシャインスーパーが有る所から、やや左側、役場側になりますけれども申請地の畑があります。9ページが住宅地図。10ページが該当用地の航空写真の拡大図となっております。11ページが公図となっております。12ページが土地の利用計画書ということで、今後の店舗、ガスボンベ等設置した配置図となっております。次に13ページが排水計画図となっております。14ページが建物の平面図となっております。15、16ページが現況の写真となっております。この用地につきましては、農用地区域外。利用権の設定は有りません。土地の利用計画については、建物周囲に沿ってセメント舗装を行う。排水計画につきましては、雨水については北側公衆用道路の側溝へ放流する予定となっております。また、コインランドリーの事業により発生した汚水は、南側公衆用道路の排水路へ排水するということとなっております。資金計画については、〇〇〇〇〇〇〇〇〇となっております。同意につきましては、隣接地に農地がありませんので該当はありません。その他としまして、農地区区分としましては役場から300m以内ということで第3種農地となります。事務局からは以上です。

議長 事務局より説明が終わりました。担当委員さん何か補足説明があればお願いします。

〇〇委員 はい、私の担当ですが、入野サンシャインスーパーから井ノ谷の方に抜ける道の三角の田んぼやった所で、手前の方を全部駐車場にして先に残土で埋めています。それで申請は田んぼの申請になっておるがですが、先から埋めております。そこを商売いうか、土地を利用してコインランドリーを作りたいということで是非お願いしたいということです。

議長 今、担当委員さんからも説明がありましたが、この件について質疑等有りませんか。

議長 何かこの件について有りませんか。

事務局 ここ、今の地目は田になっております。それで、ここのコインランドリーの建つ部分については、後で分筆をして転用するということになっております。ここは雑種地か宅地にはなりません。ここは地籍調査をしまして、あと県の方も分筆できるような図面を付けていただいたら構いませんよということにはなっ

ています。後で地目変更はします。

議 長 その、コインランドリーの建物の所だけ宅地にするわけ。

事務局 はい、そうです。分筆をして。

〇〇委員 駐車場はどうなるんですか。別にあるんですか。

事務局 駐車場はですね、15 ページを見ていただいたら現況の写真があります。今、予定している所が赤の点線で追記している所です。今回、転用で店舗を建てる所となっています。その左側に以前農業委員会の方に、転用許可で出て出来ている駐車場がありますので、今後この店舗が出来た時にこの駐車場をコインランドリーの利用客の方に一部解放する予定となっています。所有者は同じ方です。界のブロックとかは有りますが、細工はされると思います。

議 長 他に何か有りませんか。

(質疑なし)

議 長 それではこの件について、承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 はい、挙手全員でございます。議案第2号につきましても承認されました。続きまして、議案第3号農地法第5条許可申請について1件出ております。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは1ページを御覧ください。議案第3号農地法第5条許可申請について1件出ております。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。申請地、黒潮町出口字竹ガサコ831番1、畑、534㎡。黒潮町出口字竹ガサコ831番2、畑、867㎡。理由としましては、海岸近くにある既設予冷庫が老朽化したので、花卉、ラッキョウのための予冷庫を高台に移転したいためとなっております。資料の方は17ページから24ページとなっております。まず、17ページの方が航空写真での位置図となっております。今回の申請地につきましましては10月の定例会で、その他の方で、用途区分の地目の変更ということで、こちらが農用地区域にありまして、その中で農業用施設を造るということで、県に申請等の手続き等が必要ということで10月に諮った所になります。18ページが住宅地図。19ページが該当用地の航空写真の拡大写真となっております。20ページが公図。21ページが排水計画図と土地利用計画図。22ページが予冷庫の平面及び立面図。23、24ページが現況の写真となっております。こちらにつきましましては、農用地区域内ですので、先ほど説明したとおり平成30年12月4日付で県の方が用途区分の変更に同意しています。利用権の設定は有りません。土地の利用計画については、現状のまま利用可能なため造成の予定はありません。整地をおこなう予定で砕石を敷設する予定となっております。排水計画につきましましては、雨水については敷地内に自然浸透の予定としています。資金計画については、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の予定となっております。あと、農業用

倉庫建築費としまして〇〇〇〇〇〇〇〇〇になっております。同意につきましては、隣接地については全て同意済みとなっております。農地区分につきましては第2種農地となっております。事務局からは以上です。

議長 今、事務局の説明が終わりました。担当委員は私でございまして、ここは南部の予冷庫が老朽化して殆んど使えなくなるというようなことで、〇〇の方に要望を出してございまして、ここが予定地として〇〇が予定してはどうかと現在公表をしているような段階でございまして。以前、〇〇の方に話を聞いたら、まだ本決まりではないけれど、ここは高台やし候補に挙げているということでございまして。〇〇〇〇の方には、まだ話を聞いておりませんが貸借みたいですので、本人も了解済みと。現場としては、カタギヤ地区といまして花卉団地で三浦小学校の丘に有りますが、もう一つ上に農道というかバイパスがありまして、丘側の山の入り込んだ所ですが、道の下がハウス団地になるわけですが、ここはハウスとは関係ない独立した土地になってはいますが、造成した時に一緒にした所と思います。ここに予冷庫を建てても別に影響はない所でございます。私の方からは以上です。

この件について質問等何か有りませんか。

〇〇委員 これ、決まったわけではないのに出てきているのですか。

事務局 行政書士さんを通じて話をさせてもらっているのが、ある程度計画が固まった上で転用許可の申請を出しますので、基本的には許可後速やかに1年以内に建築するということが、基本的に県の方も建ててくださいということで許可申請を出しますので、今回基本的には1年を目途に建てる予定にはしています。ただ、先ほど会長も言われたように、中で細かな詰めもありますので、ひよとすると1年以内に建てれずに、2年目になるかもしれませんし、3年目になるかもしれませんけれども、県の方は一旦1年が、2年、3年越しになった場合に、建てれる場合でしたら対応を、うちを通じて行政書士さんも通じて対応してもらおうような変更申請とあって、その理由をつけて何で遅れたかというようなことも出来ますし。最悪どうしても話がまとまらない場合は、それは最終的には許可の方が仮に出た後に取り消しという形もありますけれど、一旦今の所行政書士さんから〇〇さんを通じてきている分につきましては計画どおり進めたいということで話は進めていますので、うちの方も行政書士さんには基本的には県には出すということでしてはいます。以上です。

議長 他に有りませんか。

(質疑なし)

議長 他に質疑無ければ承認を受けたいと思いますが。この件につきまして、承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

はい、挙手全員でございます。議案第3号につきましても承認されました。

続きまして、議案第4号に移りたいと思いますが、議案第4号形状変更届について1件出ております。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは再び1ページをお願いします。議案第4号形状変更届、報告事項、が1件出てきております。届出人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。願出地、黒潮町入野字サツヘイ628番、田、257㎡。同じく、サツヘイ629番、田、244㎡。願出理由としましては、現況から嵩上げをして、畑として利用したいためとなっています。資料の方は、25ページから30ページまでとなっています。まず、25ページをご覧ください。届出地の方が、場所が航空写真の方が古いので現在のこの写真には、役場の下の道路は写っていないんですけれども、場所は下の喫茶店の秋桜さんの海側の2筆となっています。26ページが住宅地図。27ページが航空写真の拡大写真となっております。28ページが公図。29ページが形状変更後の断面図となっています。30ページが現況の写真となっています。現在、田の地目となっていますので、嵩上げして畑の地目にして活用したいとなっています。事務局からは以上です。

議長 事務局の説明が終わりましたが、担当委員さん何か補足があれば。

〇〇委員 入野の芝地区ですが、25ページ見てもらったら、よどやドラッグの西へ行ったら秋桜という喫茶店がありますがその裏になります。一昨年前までは〇〇〇〇さんが作っておりまして、〇〇〇〇さんも畑は有るがですが家から遠いということもあって、ラッキョウとか野菜類を作りたいということで、国道や役場の工事で残土の都合がついたので畑にしたいので是非よろしくお願ひしたいと。水路についても、他の田に影響無いものと思われます。水路はこの道沿いに流れております。国道を渡ってきて。それで他の田んぼについても害は無いと思ひます。よろしくお願ひます。

議長 今、担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かこの件について質疑等有りませんか。

議長 どれくらい嵩上げしますか。

事務局 29ページを御覧ください。直高さで80cm嵩上げする予定になっています。

議長 何かこの件について、質疑質問等ありませんか。

(質疑なし)

議長 それでは議案第4号につきまして、承認されます方の挙手をお願いします。  
(挙手全員)

はい、挙手全員でございます。議案第4号につきましては承認されました。

続きまして、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは別冊議案第 5 号の資料をご覧ください。1 ページを御覧ください。  
(資料を基に整理No.30-72 から 30-77 まで内容を説明する)

議 長 今、事務局の説明が終わりました。質疑質問は有りませんか。  
(質疑なし)

議 長 無いようでしたら承認を受けたいと思いますが、この議案第 5 号利用権の設定について、承認されます方の挙手をお願いいたします。  
(挙手全員)

挙手全員でございます。議案第 5 号につきましても承認されました。

それでは、3) その他の討議・報告事項について、に移りたいと思いますが、事務局よりお願いします。

3) その他の討議・報告事項について

1. 黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

- ・農地利用最適化交付金の委員への交付に関する条例改正について協議  
(報酬に能率給を追加)
- ・挙手全員により承認される

2. 農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について

- ・資料をもとに募集内容を説明。1 月より募集を開始したことを周知。

3. 食育活動について

- ・1 月 15 日 (火) 佐賀伊与喜小学校で開催周知及び協力をお願い。

4. 農地法 5 条許可の取下げについて

- ・平成 30 年 7 月定例会提出、平成 30 年 7 月 26 日付 30 高農担第 5 - 0142 号許可、黒潮町佐賀字サイノヲ 667 番 1、同 668 番 1、同 669 番 2 について、平成 31 年 1 月 16 日付の取り消し願いを受理して、農地転用許可申請を取り消したことを内容の説明して報告。
- ・挙手全員により承認される

5. 加持の形状変更(嵩上げ)の隣接同意の途中経過について

- ・加持字井セキタハ 2598 番イ及び同 2599 番 1 の形状変更(嵩上げ)に係る隣接地の同意について、町まちづくり課が仲介してくれている方と連絡を取って対応中であることを報告。

議 長 それでは、事務局の方からその他についてお願いします。

事務局 ○その他について、事務連絡 3 件について説明する。

議 長 皆様の方から無ければ、これで定例会を終わりたいと思います。御苦勞様でした。

(午後 3 時 45 分終了)